

2. 平成22年度予算に向けた検討

1. 国道や一級河川等に係る直轄事業の地方移管に伴って必要な国による財政措置

○「道路・河川の権限移譲について」（平成20年9月17日 総務省・国土交通省）抄

道路・河川の権限移譲に伴う財政措置については、時限的な措置として、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率並みの交付金等の国による財政措置を、地方分権改革推進委員会の意見書及び全国知事会の要望を踏まえつつ検討する。

○「河川・道路に係る地方公共団体への権限移譲に関する取りまとめ」

(平成20年12月2日 国土交通省)抄

河川・道路に係る地方公共団体への権限移譲については、(中略)

① 一級河川及び一般国道の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置
その他の措置が十分に講じられること

② (略)

等の前提条件の下、下記のとおり取りまとめた。

記

○河川

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの : 6水系

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの : 20水系

○道路

(1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの : 81路線

(2) 移管の可能性について引き続き協議するもの : 61路線

2. 直轄事業負担金の見直し

直轄事業負担金については、維持管理分の地方負担金収入がないものと仮置きして概算要求を行う。その在り方について、今後、予算編成過程で必要な検討を行い、適切に対応していく。

3. ダム事業の見直し

・平成22年度予算におけるダム建設事業の進め方に関する基本的な方針については、政府予算案の提出時までには明らかにする。

・ダム建設事業中止等に伴い必要となる水没地域の生活再建等については、今後、所要の検討を行い、必要な措置を講ずる。

4. 空港整備勘定の見直し

空港整備勘定に係る歳入と歳出の在り方について、予算編成過程において検討し、必要な措置を講じる。